

一般競争入札公告

大津市生涯学習センターにおける飲料用自動販売機の設置に係る行政財産（建物）の貸付けについて、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項及び大津市契約規則（昭和４０年規則第３５号。以下「契約規則」という。）第３条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月９日

大津市長 佐藤 健司

１ 競争入札に付する事項（貸付物件の概要）

飲料用自動販売機を設置する施設の名称、所在地、設置場所等

件名	大津市生涯学習センター飲料用自動販売機設置箇所の貸付け
施設の名称	大津市生涯学習センター
所在地	大津市本丸町６番５０号
設置場所	大津市生涯学習センター ４階
貸付箇所	設置場所に同じ。
設置台数	１台
貸付面積 （※１）	１．３２㎡
外形寸法 （※２）	幅１．２０ｍ×奥行き０．９０ｍ×高さ２．００ｍ以内（自動販売機部分） 幅０．５２ｍ×奥行き０．４６ｍ×高さ２．００ｍ以内（容器回収箱部分）
最低貸付料 （３年間）	金３１，０５９円
貸付期間	令和７年１０月１日から令和１０年９月３０日まで

（※１）貸付面積は自動販売機部分と容器回収箱部分の面積を合計した面積とする。

（※２）自動販売機部分の外形寸法には、放熱余地部分を含み、メーター等は含まない。

２ 入札者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- （１）施行令第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。
- （２）過去２年間に於いて、施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- （３）個人の場合は大津市に住所を有し、法人の場合は滋賀県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いている者であること。
- （４）大津市建設工事等指名停止基準又は大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

(8) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行

しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(i) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ii) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(iii) (i)から(ii)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(9) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(10) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有している者であること。

(11) 直近2年間において国（公社又は公団を含む。）又は地方公共団体の施設において、自ら自動販売機を設置した実績を2件以上有していること。

3 入札参加申請の受付期間、受付場所及び方法

(1) 受付期間 令和7年9月9日（火）から同月18日（木）まで（大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則（平成4年教育委員会規則第2号）第3条第1項に規定する休館日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所 大津市本丸町6番50号 大津市生涯学習センター 1階事務室

(3) 方法 持参により提出すること。

4 契約条項を閲覧する場所

大津市本丸町6番50号 大津市生涯学習センター 1階事務室

5 競争入札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年9月25日（木）午前11時

(2) 場所 大津市本丸町6番50号 大津市生涯学習センター 1階団体連絡室

6 入札無効の要件

(1) 契約規則第13条各号のいずれかに該当する入札

(2) 入札に参加する資格のない者のした入札又は委任状を提出していない代理人のした入札

(3) 入札者又はその代理人が同一事項に対し、2以上の意思表示をした入札

(4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

(5) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札

(6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

(7) 最低貸付料を下回る価格の入札

7 入札保証金に関する事項

契約規則第 5 条による。

8 契約及び契約保証金に関する事項

- (1) 落札者との契約は、令和 7 年 9 月 3 0 日（火）までに行う。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。
- (3) 契約は入札参加者の名義で行うこと。
- (4) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (5) 契約保証金については、契約規則第 2 4 条による。

9 その他必要な事項

- (1) この契約は、借地借家法（平成 3 年法律第 9 0 号）第 3 8 条の規定に基づく定期建物賃貸借契約によるものであり、貸付期間の更新は行わない。
- (2) 落札物件の利用に当たっては、関係する法令等を遵守すること。